

一般社団法人 GOLD 日本委員会 役員の選任に関する規定

2014年5月13日制定

2014年5月13日 2014年度 第1回通常理事会にて承認

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 GOLD 日本委員会定款（以下「定款」という。）第23条及び第24条及び第27条の規定に基づき、一般社団法人 GOLD 日本委員会の役員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事及び監事の定数)

第2条 理事の定数は3名以上、監事の定数は1名以上とする。

(理事及び監事の選任方法)

第3条 理事会は、理事及び監事の候補者を、正会員の中から推薦することができる。
2 理事及び監事の候補者は、総会の議決によって選任される。

(理事及び監事選任の日程)

第4条 理事及び監事選任の総会の日程は、理事会において定める。

(理事及び監事選任結果の公表)

第5条 選任された理事及び監事は、ホームページ等により公表する。

(理事及び監事の欠員補充)

第6条 理事及び監事に欠員が生じた時、理事会は補充者を選出し、総会の議を経てこれに充てることができる。

なお、補充者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事及び監事の任期)

第7条 理事の任期は2年、監事の任期は4年とする。ただし、重任を妨げない。
なお、任期中に定款第28条によって解任された場合には、役員の資格は喪失する。

(改廃)

第8条 本規定の改廃は、理事会の決議を経て決定する。

(補則)

第9条 本規定の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

【附 則】

1 本規定は、制定後の最初の役員を選任から施行するものとする。